

## 5 違反食品等処理状況

平成28年度の違反食品等の発見（他機関からの違反通知により処理したものを含む。）件数は41件である。

違反等の内容を見ると、食品衛生法第6条（異物の混入）違反1件（2.4%）、食品衛生法第10条（指定外添加物の混入）違反1件（2.4%）、食品衛生法第11条（食品等の規格及び基準）違反13件（31.7%）、18条（器具・容器包装等の規格及び基準）違反1件（2.4%）であり、不良食品は20件（48.8%）、食品表示法第5条（食品表示基準）違反は5件（12.2%）であった。

食品について見ると、魚介類（22件）で違反等が多く発見された。

違反食品等の原因施設に対しては、行政処分等の措置を実施するとともに、違反原因の調査、再発防止の措置等の指導を実施した。

### （1）年度別違反食品等状況

年度	違反区分													製造所		
	6条	9条	10条	11条	16条	18条	19条/ 表示法第5条	20条	25条	小計	不良	不適正	計	県内	県外	国外
28	1		1	13		1	5			21	20		41	38	1	2
27				5		1				6	32	6	44	36	4	4
26	1			2			1			4	32	3	39	38	1	0
25	6			5			4			15	32	1	48	39	7	2
24	5		1	7			2			15	33	1	49	42	5	2

（注1） 広島市、呉市及び福山市を除く。

（注2） 違反区分には疑いを含む。

（注3） 19条に定められていた食品等の表示基準については、平成27年度から食品表示法第5条に定めることとされた。

### （2）違反食品等発見件数

食品区分	違反区分													製造所		
	6条	9条	10条	11条	16条	18条	20条	25条	表示法 第5条	小計	不良	不適正	計	県内	県外	国外
合計	1		1	13		1			5	21	20		41	38	1	2
魚介類				9						9	13		22	22		
冷凍食品																
生食用冷凍鮮魚介類																
その他の											1		1		1	
魚介類加工品																
肉卵類及びその加工品												1	1	1		
乳												2	2	2		
乳製品												2	2	2		
乳類加工品																
アイスクリーム類・氷菓				1						1	1		2	2		
穀類及びその加工品				2						2			2	2		
弁当類	1									1			1	1		
野菜類果物及びその加工品				1					3	4			4	4		
菓子類			1							1			1			1
清涼飲料水																
酒精飲料																
氷雪																
水																
かん詰・びん詰食品																
その他の食品									2	2			2	2		
添加物																
化学的合成品																
その他の添加物																
器具及び容器包装						1				1			1			1
おもちゃ																
洗浄剤																

（注1） 広島市、呉市及び福山市を除く。

（注2） 違反区分には疑いを含む。

(3) 食品別違反等件数

食品名	違反区分	発見件数	6条		10条		11条		18条		不良						
			腐変敗敗・異物	その他	甘味料	着色料	その他	成分規格	その他	蛍光物質	その他	異臭	異物	発生の	かびの	その他	
魚介類		22						9									13
冷凍食品	無加熱摂取	1															1
	凍結前加熱・加熱後摂取																
	凍結前未加熱・加熱後摂取																
	生食用冷凍鮮魚介類																
	魚介類加工品（かん詰・びん詰を除く。）																
	肉卵類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）	1															1
	乳	2															2
	乳製品	2															2
	乳加工品（アイスクリーム類を除きマーガリンを含む。）																
	アイスクリーム類・氷菓	2						1									1
	穀類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）	2							2								
	弁当	1		1													
	野菜類・果物及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）	1							1								
	菓子	1															
	清涼飲料																
	酒																
	氷																
	かん詰・びん詰食品																
	その他の食品																
	添加物																
	化学的合成品及びその製剤																
	その他の添加物																
	器具及び容器包装	1															1
	おもちゃ																
	洗浄剤																
	計	36		1				1	10	3		1		1	6		13

(注1) 広島市，呉市及び福山市を除く。

(注2) 違反区分6条には疑いを含む。

(4) 表示違反等の状況(食品表示法第5条)

食品	違反項目	発見件数	名称	製造所	製造地	製造者	賞味期限	添加物	原材料	使用用途	殺菌方法	その他	不適正
				又加工所	又加工地	又加工者	又賞味期	又表示	又肉	又別			
マ	リ												
酒	精												
清	涼												
食	肉												
魚肉ハム・魚肉ソーセージ・鯨肉ベーコン													
シアン化合物を含有する豆類													
冷凍食品													
放射線照射食品													
容器包装詰加圧加熱殺菌食品													
容器包装に入れられた食品	食肉												
	生か												
	生めん(ゆでめん類を含む。)												
	即席めん類												
併調り	調理												
	そうざい												
	魚肉ねり製品												
生菓子	1										1		
上記以外の加工食品	4			1				3					
添加物													
乳及び乳製品	牛乳												
	加工乳												
	アイスクリーム												
	はっ酵乳飲料												
乳酸菌飲料													
乳飲料													
その他													
計		5		1				3				1	

- (注) 広島市, 呉市及び福山市を除く。
- (注) 違反項目には疑いを含む。
- (注) 1発見件数に複数の違反内容を含む場合がある。

(5) 平成28年度違反食品等発生事例

番号	通報機関	処理機関	名称	違反区分(条)等	違反等の内容	措置
1	西部	東京都	塩あじえだ豆(冷凍食品)	不良	異臭, 焦げ様異物	指導
2	西部東	西部東	ミルク(アイスクリーム)	食品衛生法第11条第2項	成分規格違反(大腸菌群検出)	営業の一部禁止 報告書徴収
3	<small>厚生省名古屋検査</small>	西部東	子供カップピンク	食品衛生法第18条第2項	蒸発残留物試験不合格	報告書徴収
4	東部福山	東部福山	食パン	食品衛生法第11条第2項	保存料(プロピオン酸)使用基準超過	営業禁止 自主回収
5	東部福山	東部福山	バターロール	食品衛生法第11条第2項	保存料(プロピオン酸)使用基準超過	営業禁止 自主回収
6	西部	西部	鶏めしおむすび	食品衛生法第6条第4項	金属異物の混入	報告書徴収
7	東部	東部	ほうれんそう	食品衛生法第11条第3項	残留農薬基準値超過	報告書徴収 自主回収
8	東部福山	東部福山	大根酢漬	食品表示法第5条	甘味料(サッカリンナトリウム)記載漏れ	報告書徴収 自主回収
9	<small>厚労省広島検査</small>	西部東	五穀クリームサンドビスケット	食品衛生法第10条	指定外添加物(TBHQ)検出	報告書徴収 自主回収
10	北部	北部	大根ぬか漬	食品表示法第5条	甘味料(サッカリンナトリウム), 着色料(黄色4号)記載漏れ	報告書徴収
11	北部	北部	大根こうじ漬	食品表示法第5条	甘味料(サッカリンナトリウム), 着色料(黄色4号)記載漏れ	報告書徴収
12	西部東	西部東	うすくち醤油	食品表示法第5条	製造所所在地記載漏れ	指導 自主回収
13	西部東	西部東	迎旬 生かき(生食用)	食品衛生法第11条第2項	SPC 79,000/g・塩分濃度1.54%(不良)	営業の一部禁止 報告書徴収
14	東部	東部	瀬戸内(生食用かき)	食品衛生法第11条第2項	SPC 83,000/g	営業の一部禁止 報告書徴収
15	西部広島	広島市	広島産 生かき	食品衛生法第11条第2項	SPC 59,000/g	営業の一部禁止 報告書徴収
16	西部広島	西部	生かき(生食用)	不良	塩分濃度1.92%	指導
17	西部呉	西部呉	生かき(生食用)	食品衛生法第11条第2項	E.coli最確数330/100g	営業の一部禁止 報告書徴収
18	西部呉	西部呉	生かき(生食用)	食品衛生法第11条第2項	E.coli最確数490/100g	営業の一部禁止 報告書徴収
19	西部呉	西部呉	生かき(生食用)	食品衛生法第11条第2項	E.coli最確数490/100g	営業の一部禁止 報告書徴収
20	西部呉	西部呉	生かき(生食用)	食品衛生法第11条第2項	E.coli最確数490/100g	営業の一部禁止 報告書徴収
21	西部呉	西部呉	生かき(生食用)	食品衛生法第11条第2項	E.coli最確数330/100g	営業の一部禁止 報告書徴収
22	東部	西部東	生かき(生食用)	食品衛生法第11条第2項	SPC 110,000/g	営業の一部禁止 報告書徴収
23	広島市	東部	お刺身用 生かき(生食用)	不良	塩分濃度1.8%	指導
24	東部	西部呉	広島・江田島産 生かき	不良	塩分濃度0.6%	指導
25	東部	西部東	広島かき(生食用)	不良	塩分濃度0.51%	指導
26	東部	広島市	広島かき(生食用)	不良	塩分濃度1.71%	指導
27	東部	西部	生かき(加熱調理用)	不良	塩分濃度0.95%	指導
28	西部東	西部呉	広島・江田島産 生かき	不良	塩分濃度0.30%	指導
29	西部東	福山市	生かき(生食用)	不良	塩分濃度1.78%	指導
30	東部福山	福山市	生かき(生食用)	不良	塩分濃度1.3%	指導

(注) 広島市, 呉市及び福山市を除く。

番号	通報機関	処理機関	名称	違反区分(条)等	違反等の内容	措置
31	西部	東部	生かき	不良	塩分濃度1.8%	指導
32	広島市	西部	生かき(生食用)	不良	塩分濃度1.7%	指導
33	西部広島	西部呉	生かき(加熱調理用)	不良	塩分濃度0.39%	指導
34	広島市	西部	生かき(生食用)	不良	塩分濃度1.7%	指導
35	福山市	西部広島	ヨーグルト	不良	異物混入(虫様異物)	報告書徴収
36	北部	広島市	牛乳	不良	異物混入(黒色異物)	広島市へ通報
37	鹿児島県	西部広島	ヨーグルト	不良	異物混入(虫様異物)	報告書徴収
38	北部	西部広島	牛乳	不良	異物混入(焦げ様異物)	報告書徴収
39	東部	呉市	アイスもなか	不良	異物混入(虫)	呉市へ通報
40	神戸市	北部	鶏卵	不良	異物混入(黒色異物)	報告書徴収
41	大阪府	西部広島	詰め合わせ品(デザート)	食品表示法第5条	包装箱への表示漏れ	指導

(注) 広島市, 呉市及び福山市を除く。